

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	行政財産の目的外使用に関する使用料の減免		
根拠例規及び条項	多治見市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例(昭和59年条例第3号)第5条		
所 管 部 課 名	総務部 総務課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則(平成9年規則第26号)	
	基 準	多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則第3条、第4条に定めるところによる。	
	設定年月日	平成15年2月18日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3日程度(注:休日は含まない。)	
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 3日	
	設定年月日	平成15年2月18日	最終変更年月日
備 考			